令和３年１２月１７日
教　育　指　導　課

争訟事件の発生について

損害賠償を求める訴訟が提起されたので報告する。

１　事件名
　損害賠償請求事件

２　訴状到達日等
　令和３年１１月２２日（提訴日：令和３年１０月２２日）

３　当事者
（１）原告　[redacted]（事件当時は区立[redacted]）
（２）被告　事件当時の担任教諭（被告１）及び世田谷区

４　請求の趣旨
（１）被告１は、原告に対し、金５００万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払うこと。
（２）予備的請求として、学校設置者である世田谷区は、原告に対し、金５００万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払うこと。
（３）訴訟費用は、被告らの負担とすること。
（４）判決及び仮執行宣言

５　原告の主張
　原告は、平成３０年１０月２３日に、当時在籍していた世田谷区立[redacted]の担任教諭であった、被告１による体罰を起因とした[redacted]により、[redacted]へ転校せざるを得なくなったものとして、被告１及び世田谷区に対して、その通院慰謝料や後遺障害慰謝料、転校により生じた学費等５００万円、及び遅延損害金の支払いを求める。

６　今後の対応
　特別区自治体賠償責任保険の保険会社及び弁護士と協議をしながら対応する。